

議案第 41 号

和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山  
県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日から和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和 34 年規約第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を串本町古座川町衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合」の次に「、串本町古座川町衛生施設事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。